

## 一般社団法人日本スピリチュアルケア学会代議員総会運営規程（案）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）

第13条の規定に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の社員総会にあたる代議員総会を適法かつ適切に運営するため、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項は、法人法の定めるところによる。

## （構成）

第2条 代議員総会は、定款17条第1項に定める法人法に定める法律上の社員であって、同条第3項に定める代議員選挙によって選出されたすべての代議員をもって構成する。

2 前項にかかわらず、定款第6条に定める本法人の総ての会員は、代議員総会に出席することができる。但し、議決権を有しない。

## 第2章 代議員総会の開催

## （開催時期）

第3条 定期代議員総会は、年1回、本法人が学術大会を開催する時期に合わせて開催する。

2 臨時代議員総会は、定款第13条第2項に定めるときに開催する。

## （招集手続）

第4条 代議員総会を招集するときは、理事会の決議によって、次の事項を定めなければならない。

- (1) 代議員総会の日時及び場所
- (2) 代議員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 代議員総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 代議員総会に出席しない代議員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(招集)

- 第5条 理事長は、代議員総会を開催するとき、開催日の1週間前までに、書面により代議員総会の日時、場所並びに代議員総会の目的である事項について書面をもって代議員に通知しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、前条第3号並びに第4号を定めたときは、理事長は、開催日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 3 定款第13条第4項に基づき、次の各同に該当するときは、開催日の2週間前までに書面をもって代議員に通知しなければならない。
- (1) 代議員の10分の1以上の者から臨時代議員総会の召集を求められたとき。
  - (2) 監事が臨時代議員総会の召集を求めたとき。
- 4 第1項及び第3項にかかわらず、あらかじめ代議員全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく代議員総会を開催することができる。但し、前条第3号並びに第4号を定めたときは、この限りでない。

(代議員総会参考書類及び議決権行使書面の交付)

- 第6条 理事長は、第4条第3号並びに第4号を定めたときは、前条の招集に際し、代議員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び代議員が議決権を行使するための書面（以下、「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

(定足数)

- 第7条 代議員総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 前項にかかわらず、代議員総会に出席できない代議員は、書面による議決権行使書（電磁的方法による投票を含む）をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数も前条の出席の数に算入する。
- 3 第1項にかかわらず、代議員総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証する書面を理事長に提出して、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、その代議員は出席したものとみなす。

(議長)

- 第8条 代議員総会の議長は、理事長が指名した者とする。
- 2 議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
- (1) 代議員総会に出席する資格を有しないことが判明した者
  - (2) 議長の指示に従わない者
  - (3) 代議員総会の秩序を乱した者

- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、代議員総会の品位を汚す発言、その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言を制限又は中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、代議員総会の開会に先立ち、事務局に出席者数を確認させ、代議員総会に報告しなければならない。

(開会時間の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時間を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員及び会員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事及び監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 代議員及び会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し、当該事項が当該代議員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員並びに会員の共同の利益を著しく阻害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 法人法第43条の規定により、代議員から提案があった場合、法人法第44条の規定により議案の提出があった場合、又は法人法第49条第3項ただし書きに係る議案の提出があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第13条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。

- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議決)

- 第14条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議決することができる。
- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して議決することができる。但し、理事又は監事を選任する議案については、候補者毎に議決しなければならない。
  - 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の議決を行う。
  - 4 修正案の議決において、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとし、また、原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
  - 5 法人法第55条第1項及び第2項並びに第109条第2項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取扱う。
  - 7 議長は、議決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
  - 8 議長は議決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。
  - 9 議長が議決権を行使するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した代議員の議決権の数)

- 第15条 代議員総会の決議については、次の数の合計数を、出席した代議員の議決権の数とする。
- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
  - (2) 他の代議員を代理人として委任した代議員の議決権の数
  - (3) 議決権行使書面を開催日の前日までに提出した代議員の議決権の数
  - (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した代議員の議決権の数

(議決結果の宣言)

- 第16条 議長は、議決が終了したとき、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを確認し、当該議題の採否を宣言する。

(休憩)

- 第17条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、代議員総会の休憩を宣言する

ことができる。

(延期又は続行)

第18条 代議員総会を延期又は続行する場合、延期又は継続の日時及び場所を含めて、代議員総会で決議しなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、すべての議事が終了した場合、又は延期若しくは続行が決議された場合に、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 代議員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録し、議長及び議事録署名人はこれに記名押印しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録作成者

(議事の結果の報告)

第21条 理事長は、代議員総会の議事の経過及びその結果の概要を、本法人のニュースレターに掲載するものとする。

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。